

阿見町事業継続緊急支援金申請要領

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える支援金を支給します。

事業者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため茨城県が導入した「いばらきアマビエちゃん」の登録をお願いします。

支援金の額

個人事業主1事業者あたり10万円（支給は1回のみ）

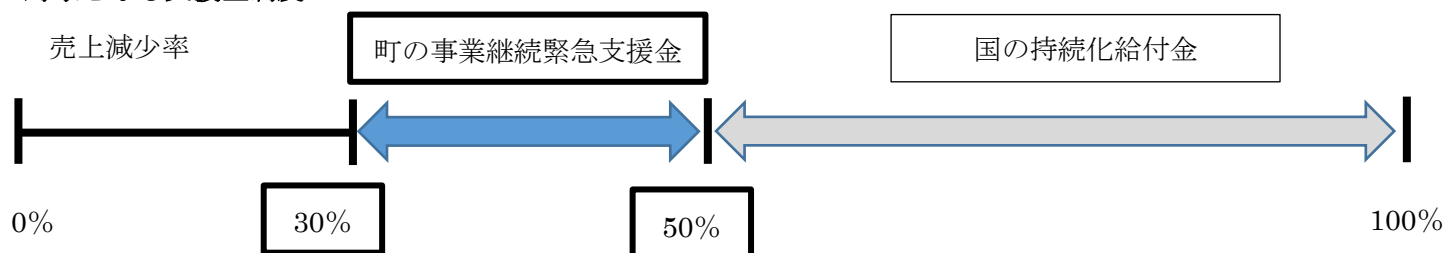
法人1事業者あたり20万円（支給は1回のみ）

支給要件

次の要件の全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 本町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 法人の場合、令和2年4月1日時点で資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満、又は従業員数が2,000人以下であること。
- (3) 事業収入を得ており、今後も事業継続意思があること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの期間のうち任意のひと月（以下「基準月」という。）の売上高が、前年の同月と比較して30%以上50%未満の減少となったこと。
※新規開業者については、特例あり。（詳細は町HP要綱参照）
- (5) 事業による前年度の売上が、年間100万円（前年の事業期間が12か月に満たない場合、月平均売上8万円）以上であり、かつ事業による収入がその他の収入を超えている者。（新規開業者のみ）
- (6) 国、都道府県及び他の市区町村による当該給付金に類する給付金等の支給を受けていないこと。
- (7) 阿見町暴力団排除条例(平成23年阿見町条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客受託営業を行う事業者でないこと。
- (9) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (10) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (11) 国又は法人税法別表第一に規定する公共団体でないこと。

対象となる支援金制度



国等の当該給付金に類する給付金等との重複受給は出来ません。もし、町の支援金の支援を受けた後に、当該給付金に類する給付金等を受けることとなった場合には、町の支援金については、返納することとなります。

申請書の受付は、郵送による方法といたします。（レターパック・書留推奨）

感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力をお願いします。

【提出先】〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 阿見町役場 商工観光課

事業継続緊急支援金事業担当 宛て

申請期限：令和3年1月29日（金）必着

申請書添付書類

法人の場合

- (1) 事業を営んでいることが確認できる書類
 - ・法人税の確定申告書別表一の控え
 - ・法人税の納税証明書 ・営業許可書 など
- (2) 売上減少となった月の売上を証する書類
 - ・基準月の売上台帳 ・基準月の月別試算表 など
- (3) 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類
 - ・法人事業概況説明書の控え（両面）
 - ・比較月の売上台帳，月別試算表 など
- (4) 前事業年度1年間の売上高が分かる書類
 - ・前事業年度の法人税確定申告書
 - ・前事業年度の損益計算書 など
- (5) 申請者が指定する支援金の振込先口座が確認できる書類
 - ・振込先口座の預金（貯金）通帳の写し（表紙と1ページ目）又は電子通帳等の画面の写し
- (6) 町内の事業所所在地が確認できる書類
 - ・店舗や事務所の住所がわかるチラシ，案内図
 - ・法人町民税の領収書など事業所所在地の記載があるもの など
- (7) 創業時期が確認できる書類（新規開業者の場合）
 - ・税務署へ提出した法人設立届書の写し など
- (8) 感染拡大防止システム「いばらきアマビエちゃん」の感染防止対策宣誓書
 - ・詳細は，「『いばらきアマビエちゃん』の登録をお願いします」をご確認ください。
- (9) 申請時チェックリスト

個人事業主の場合

- (1) 事業を営んでいることが確認できる書類
 - ・所得税確定申告書の写し ・所得税青色申告決算書
 - ・所得税納税証明書（事業所得金額の記載があるもの） など
- (2) 売上減少となった月の売上を証する書類
 - ・基準月の売上台帳 ・基準月の月別試算表 など
- (3) 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類
 - ・比較月の売上台帳，月別試算表 など
- (4) 令和元年1年間の売上高が分かる書類
 - ・令和元年所得税確定申告書 ・令和元年損益計算書 など
- (5) 申請者が指定する支援金の振込先口座が確認できる書類
 - ・振込先口座の預金（貯金）通帳の写し（表紙と1ページ目）又は電子通帳等の画面の写し
- (6) 町内の事業所所在地が確認できる書類
 - ・店舗や事務所の住所がわかるチラシ，案内図 など
- (7) 創業時期が確認できる書類（新規開業者の場合）
 - ・税務署へ提出した開業届の写し など
- (8) 感染拡大防止システム「いばらきアマビエちゃん」の感染防止対策宣誓書
 - ・詳細は，「『いばらきアマビエちゃん』の登録をお願いします」をご確認ください。
- (9) 申請時チェックリスト